

令和6年度の取り組みについて

1 障がい者の雇用・就労支援拠点の創設

障がい者等の一般雇用及び福祉的就労に関する支援を総合的に取り組む拠点を創設します。障害者手帳所持者に限らず、発達障がいなど就労に何らかの悩みを抱えている方も対象とし、障がい者等の働きたいという希望を実現するため、総合的に就労促進を図り、障がい者の自立した社会参加を推進していきます。

(1)開設時期 令和7年1月開所

(2)業務内容

- 企業からの障がい者雇用に関する相談受付
- 障がい者の採用に向けた支援、調整
- 障がい者雇用に関する情報提供
- 障がい者やその家族からの就労に関する相談
- 障がい者の状況に応じた就労に向けた支援
- 一般就労した障がい者等の相談
- 一般就労(障がい者雇用)した障がい者等への職場定着支援
- 共同受注窓口の設置
- その他、障がい者雇用・就労に関すること

スタート時点と本格スタート

当初は、開設に伴う問い合わせの増加、業務の引継ぎ、職員体制の状況など、業務進行に負担が多くあるため、業務をスモールスタートで実施する。

	スタート時点 (令和7年1月から)	本格スタート (令和8年4月から)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳所持者 ・自立支援医療受給者 ・医師意見書による判断 	左記の者に加えて、発達等の疑いがある者で、就労に何らかの悩みを抱えているもの ルールの検討が必要
雇用先の開拓	<ul style="list-style-type: none"> ・求人情報の収集、共有、リストアップ ・企業等の課題を把握、仕事をつくり出し、短時間雇用を含めて雇用先、実習先の開拓 ・企業等から受注内職の開拓、福祉就労作業所へ発信 ・企業向けの研修 	・左記同じ

就労相談、マッチング支援、職場定着等	・新規相談者の受付、対応 ・各委託相談事業所の既存利用者について、順次拠点へ引き継ぎ、令和7年度中に完了	・就労に関する相談、マッチング、職場定着、採用に向けた支援等
共同受注窓口の設置	仕組みづくり、周知	運用開始

(3) 拠点人員 5名

雇用開拓員、就労支援員、相談支援員

* 精神保健福祉士や社会福祉士の資格を有するもの。

(4) スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7年1月
業務内容、場所、人員の協議									
			委託相談支援事業所と事務移管の内容、時期の協議						
				事業者と契約					
					執務室の整理、備品の購入等準備				開設
				関係機関、利用者への周知、啓発					
								12月広報紙掲載	

2 親なき後をみんなで支える「オーダーメイド支援プラン制度」の推進

障がい者の望む暮らしを実現するため、障害福祉サービス等利用計画等の作成に加え、親なき後や障がい者が高齢になったときなどの将来を見据えた「オーダーメイド支援プラン」の作成を推進します。

(1)実施開始 令和7年4月1日

(2)想定内容

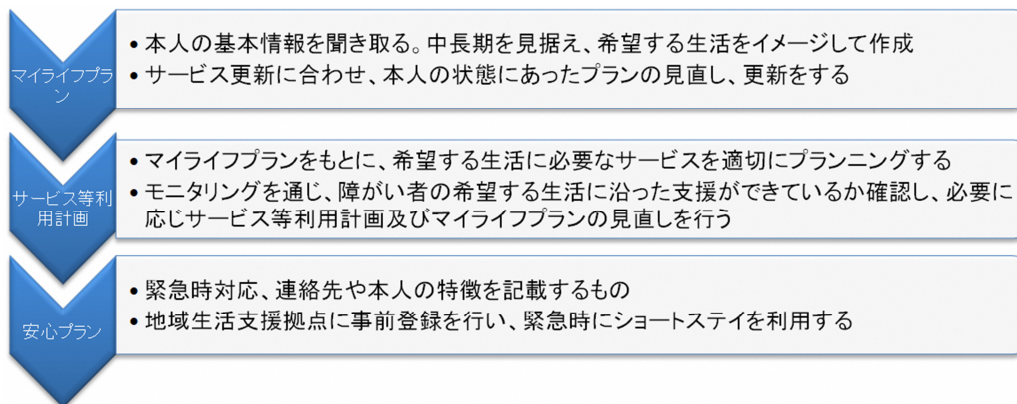
- ・5年先あるいは10年先の親なき後や障がい者の高齢になったときなど将来を見据え、本人が希望する生活をプランニングし、適切にサービスにつなげる。
- ・親の病気や災害時等で緊急対応が必要なときに、本人の特性や緊急連絡先などのわかるものを作成し、活用する。

(3)作成対象 18歳以上で、オーダーメイド支援プランの作成を希望する者

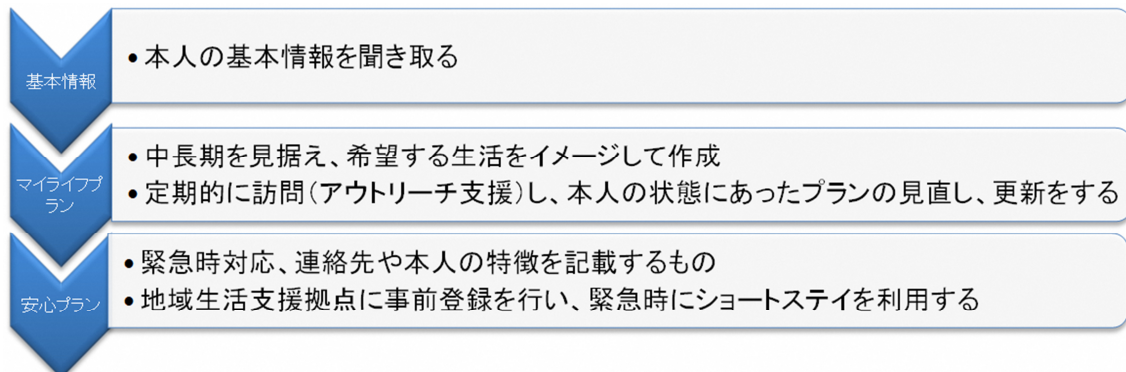
(4)作成者 相談支援専門員や委託相談支援事業所の相談員を想定

(5)オーダーメイド支援プランの作成スキーム(案)

障害福祉サービス利用者



障害福祉サービスを利用していない人



(イメージ図案)

マイライフプラン (個別プラン)			
氏名	相談支援事業所名	担当者氏名	
0	0	0	
<p>障がいのある人の望む暮らしを実現するため、障がい福祉サービス等利用計画等の作成に加え、親なき後や障がいのある人が高齢になったときなどの未来を見ずた「マイライフプラン」と、緊急時への備えとして「安心プラン」を作成します。</p> <p>現時点で私がイメージする将来 (歳ごろ/ 今から 年後) の生活は、以下のとおりです。</p>			
希望すること	希望を実現するために必要な支援など	希望	希望
暮らしたい場	自宅での生活を続けたい		
	現在の住まいとは違うところで暮らしたい		
	アパート・借家		
	グループホーム		
	施設入所		
希望する暮らしの場(いくつでも可)	高齢者を対象とした介護保険等の施設		
	その他()		
	現時点ではわからない		
希望する生活を実現するために必要な支援	福祉サービス	短期	長期
	困ったときに気軽に相談できるサービス (相談支援、地域定着支援、自立生活援助など)		
	入浴や食事の手伝い、料理や掃除、買い物などを行うサービス (居宅介護など)		
	出かけるときサポートしてくれるサービス (同行支援、移動支援、行動支援、通院等介助 など)		
	日中の時間を安心して過ごすためのサービス (生活介護、地域活動支援センター など)		
	生活に必要なことを練習できるサービス (生活訓練 など)		
	「働くこと」をサポートするためのサービス (就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援 など)		
	自宅以外の場所で短期間生活することができるサービス (短期入所 など)		
	財産の管理や契約など、自分一人では判断が難しいことを手伝ってくれるサービス (成年後見制度 など)		
	日常的な金銭管理や重要書類の預かりなどを手伝ってくれるサービス (日常生活自立支援事業 など)		
	その他()		
	現時点ではどんな支援が必要かわからない		
	今は答えたくない		
その他希望すること(どんなことでも)			
<p>担当者記入欄</p> <p>初回面談 面談日 令和 年 月 日 参加者 本人 家族 成年後見人 対応状況 障害福祉サービスを利用したい → 計画相談支援事業所へ 希望サービス GH 施設入所 介護施設 相談支援 相談支援 居宅介護 外出支援 生活介護等 就労 短期入所 成年後見制度 日常生活援助 その他() 現在、障害福祉サービスを利用する予定はない → 委託相談で管理 → 体験利用サービス() 体験利用時期 ()</p> <p>アウトリーチ支援(年最低1回実施) *サービス利用者は、モニタリング時実施。 実施時期 令和 年 月 日 事業所名 担当者 対応状況 マイライフプランの変更 あり(内容追加・新規作成) なし 体験利用状況 済 サービス内容() 未 体験時期()</p> <p>実施時期 令和 年 月 日 事業所名 担当者 対応状況 マイライフプランの変更 あり(内容追加 新規作成) 体験利用状況 済 サービス内容() 未 体験時期()</p> <p>成年後見制度・日常生活自立支援の利用 利用希望 あり なし 利用希望ありの場合 手続き中(成年後見・日常生活自立支援) 相談中 未定だが、将来を希望</p> <p>相談または手続き中の事業所名() 将来に利用する場合 1年後 2年後 5年後 8年後 10年後 利用のアプローチ履歴 令和 年 月 日 (状況:) 令和 年 月 日 (状況:)</p> <p>あなた様の相談機関 障害福祉サービスに関する相談 事業所名 委託相談支援事業所 電話番号 公開メール</p> <p>サービス以外用いたときに 事業所名 委託相談支援事業所 気軽に相談できる事業所 電話番号 公開メール</p> <p>事務引き継ぎ</p>			

安心プラン (緊急時対応)			
氏名	相談支援事業所名	計画作成担当者	
0	0	0	
<p>万が一備えて、普段の私について知ってもらいたいことは、次の通りです。</p>			
コミュニケーションの方法、特徴			
性格・人情			
日常的にみられる症状や状態 (好きなことや苦手なことも含めて)			
調子がよくなるときにみられる症状や状態 (好きなことや苦手なことも含めて)			
健康を維持するために日常的に必要なこと			
その他			
<p>災害時または緊急時、日常的な支援に加え、特に私に必要となりそうな支援は、次の通りです。()内へは想定される状況を記入。例：母の入院による不在など</p>			
緊急時			
緊急時			
災害などの非常時			
災害などの非常時			
その他			
地域生活支援拠点での緊急受入れを利用する可能性	<p>緊急時には、地域生活支援拠点での緊急受入れを利用する可能性がある。【事業所名： 】事前登録：する・しない</p> <p>緊急時には、地域生活支援拠点以外での緊急受入れを利用する可能性がある。【事業所名： 】</p> <p>緊急時には、地域生活支援拠点による緊急受入れを利用する可能性が低い【理由： 】</p>		
第1緊急連絡先	氏名	続柄	第2緊急連絡先
電話番号			電話番号
電話番号			電話番号
住所			住所
期待できるサポート			期待できるサポート
<p>個別避難計画の作成 希望 希望なし *希望ありの場合 地域福祉課へ引き継ぐ 年 月 日 作成完了</p>			
<p>私 (代筆者) は、相談支援専門員と一緒に、このオーダーメイドプランを作成し、年 月 日内容に同意しました。</p>			

(6)今後のスケジュール

- ・4月～7月 制度設計、相談支援事業所で試験的に導入
- ・8月～10月 結果を分析し、様式等修正
- ・11月～ 事業開始に向け、市民、関係事業所等へ周知
- ・令和7年4月1日より 開始